

○南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業実施要綱

令和8年10月1日

告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、ガソリンや軽油価格の高騰に伴う医療機関への経済的な負担を軽減し、送迎サービスの廃止や縮小により生じた住民の医療アクセスの課題を解消することを目的とし、これにより地域医療の持続可能性を確保し、住民の健康と福祉の向上を目指すため、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、南阿蘇村補助金等交付規則(平成17年南阿蘇村規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 この支援金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 村内において次のいずれかの医療機関を開設していること。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

イ 医薬品、医療機関等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局のうち、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に定める保険薬局

(2) 患者送迎サービスを実施していること。

(3) 患者送迎サービスの実施に当たり、その所有する自動車(リース契約等に基づくものを含む。以下同じ。)に使用した燃料費を負担していること。

(4) 南阿蘇村暴力団排除条例(平成23年南阿蘇村条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと。

(補助対象経費)

第3条 支援金の交付対象となる経費は、患者送迎サービスを提供するにあたり交付対象者が支出した自動車の使用に要した燃料費とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定める額とする。

(支援金の交付の申請及び実績報告)

第5条 交付対象者が、支援金の交付を希望する場合は、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添えて、村長が定める期日までに提出するものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 村長は、前条の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付決定通知書及び交付確定通知書(様式第2号)によりその決定の内容を交付対象者に通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 村長は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は村長の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 村長は、第1項の規定による取消しをしたときは、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付決定(一部)(全部)取消通知書(様式第3号)により交付対象者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

種別	対象区分	金額(算定金額)
医療機関燃料価格高騰対策事業支援金	患者送迎サービス	・ガソリンを使用する車両 支援金の額(千円未満切捨て)=保有台数×52,000円 ・軽油を使用する車両 支援金の額(千円未満切捨て)=保有台数×78,000円

※ 医療機関燃料価格高騰対策事業に係る保有台数は、対象期間(令和7年(2025年)4月から令和8年(2026年)3月)に送迎車両として保有する台数とする。ただし、対象期間の全てにおいて車検が切れている車両は対象外とする。

年 月 日

(あて先)南阿蘇村長

郵便番号
住 所
医療機関名
代表者職氏名

南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書
南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金を交付されるよう、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 交付申請額 円

【内訳】

ガソリン車両： 台 × 52,000 円 = 円

軽油車両： 台 × 78,000 円 = 円

(※千円未満の端数がある場合は切り捨て)

2 支援金振込先

金融機関名		支店名
預金種別	普通・当座	口座番号
ゆうちょ銀行	記号	番号
フリガナ		
口座名義人		

3 誓約・同意事項(該当するものに☑を入れてください)

- ☐ 村内で病院、診療所又は保険薬局を開設し、患者送迎サービスを実施しています。
- ☐ 送迎車両の燃料費を自社で負担しています。
- ☐ 対象期間(令和7年4月～令和8年3月)の全てにおいて車検切れとなっている車両は申請に含んでいません。
- ☐ 南阿蘇村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員との関係を有する者はありません。本要件の確認のため、村が関係機関へ照会することに同意します。

4 添付書類

- (1) 南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業補助金算定表
- (2) 申請する全ての車両の自動車検査証(車検証)の写し
- (3) 振込先の口座が確認できる書類(名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)の写し
- (4) 村税の未納がないこと、又は徴収猶予を受けていることを証する納税証明書
- (5) その他(車両一覧表、医療機関開設許可証の写し等)

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 年 月 号
日

様

南阿蘇村長



南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付決定通知書
及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のありました南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策
事業支援金について、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業実施要綱第 6 条の規定により、
下記のとおり交付の決定をし、併せてその額を確定しましたので通知します。

記

交付決定及び交付確定額 金 円

第 年 月 日 号

様

南阿蘇村長



南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付決定（一部）（全部）
取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました標記支援金については、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金について、南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を取り消しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |